

議案第48号

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年逗子市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「逗子市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「16,000枚を超えるときは、16,000枚」を「、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」に改める。

第8条中「16,000枚以内」を「法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の公布に伴い、市議会議員の選挙における候補者の選挙運動用ビラの頒布等について、改正の要あるため提案する。